

令和8年度「女性の就職総合支援事業」業務委託に係る質問事項回答

質問1： 職場体験について

仕様書P4（4）イ 職場体験等の実施に関して

- ・受け入れ企業への助成金は無し
 - ・受け入れ企業と本人の合意により、雇用は発生せず無給となる
- 上記の認識で良いかご教示ください。

【回答】

ご認識のとおり、職場体験を実施するに当たっては、受け入れ企業への助成金や謝金等は考えておりません。また、雇用契約も発生しない形での職場体験を想定しております。

質問2： バスツアーについて

仕様書P4（4）ア 職場見学バスツアーの実施に関して

- ・傷害保険の加入の必要性有無
 - ・人数によってはジャンボタクシーなどを使用することの可否
- 上記についてご教示ください。

【回答】

職場見学バスツアーの実施に関して、傷害保険の加入は必須だと考えておりますので経費の見積に計上をお願いします。

人数によってジャンボタクシーなどを利用することは問題ないと考えています。